

名古屋市公報	令和 2年 3月 4日		第43号
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972－2246	
	編集兼 発行人	名古屋市総務局法制課長	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第8号)	5
○ 名古屋市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第9号)	6
○ 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則	(財政・税制課) (第10号)	7
告 示		
○ 道路位置の指定	(住都・建築指導課) (第90号)	9
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第91号)	10
○ 指定介護療養型医療施設の辞退	(健福・介護保険課) (第92号)	12
○ 景観重要建造物の指定について	(観光・歴史まちづくり推進室) (第93号)	13
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課) (第94号)	15
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第95号)	17
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・消費流通課) (第96号)	18
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・消費流通課) (第97号)	20
○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について	(消防・総務課) (第98号)	22
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第99号)	23
○ 名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について	(観光・歴史まちづくり推進室) (第100号)	25
達		
○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正	(総務・法制課) (第3号)	26
○ 固定資産評価補助員規程の一部改正	(財政・税制課) (第4号)	27
選 挙 管 理 委 員 会 規 程		
○ 名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程の一部を改正する規程	(第3号)	28
教 育 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市香流橋プールの臨時休場期間の変更について	(第3号)	30

○ 名古屋市緑スポーツセンターの臨時休館について	(第4号)	31
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市下水道条例施行規程の一部改正	(第3号)	32
○ 名古屋市上下水道局職員のサービスの宣誓の実施に関する規程の一部改正	(第4号)	33
交 通 局 告 示		
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第3号)	34
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第2号)	35
公 告		
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	36
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	37
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	38
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	39
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	40

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 8号）
 - 1 改正内容
保険料等の減免について、規定の整備を行います。（附則関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

 - 名古屋市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則（第 9号）
 - 1 改正内容
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）
 - 2 施行期日
令和 2年 4月 1日から施行します。

 - 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則（第10号）
 - 1 改正内容
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）
 - (2) その他規定の整理を行います。（第 3条の 3関係）
 - 2 施行期日
 - (1) 令和 2年 4月 1日から施行します。（第 2条関係）
 - (2) 公布の日から施行します。（第 3条の 3関係）
-

達 の あ ら ま し

- 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第 3号）
 - 1 改正内容

記録媒体に記録された電子情報の消去を本市以外の者に委託する場合について、規定の整備を行います。（第58条関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 2年 3月 1日から施行します。
- (2) この達による改正後の名古屋市情報あんしん条例施行規程第58条第 4 項後段の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に基づき同項後段に規定する委託をする場合について適用すること等の経過措置を定めます。

○ 固定資産評価補助員規程の一部を改正する規程（第 4号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、固定資産評価補助員規程（平成23年名古屋市達第41号）の規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 2月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 8号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第 4条中「令和 2年 2月29日」を「令和 3年 2月28日」に改める。

附則第 5条中「令和 2年 3月」を「令和 3年 3月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 2月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 9号

名古屋市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市毒物及び劇物取締法施行細則（平成12年名古屋市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 2号中「第 4条第 4項」を「第 4条第 3項」に改める。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第10号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第 22条の 2 第 1 項各号に掲げる者」に改める。

第 3 条の 3 第 1 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「同省令」を「同令」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 3 の改正規

定は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第90号

道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

その関係図書は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和 2年 2月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定の年月日及び番号

令和 2年 2月25日 第90号

2 指定道路の位置

名古屋市名東区梅森坂一丁目 939番 2、 940番 2、 941番 2、 942番、
943番 2、 944番、 945番 2及び 954番

3 指定道路の延長及び幅員

延長51.800メートル 幅員 4.000メートル

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第91号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年 2月26日

名古屋市長 河 村 た か し

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和元年 7月 3日 31指令住開指第83号	名古屋市港区畑中二丁目1101番外 1筆	名古屋市中村区城屋敷町 1丁目20番地の 1ハロウ エルD棟 102号 見田篤紀
令和元年 7月 4日 31指令住開指第84号	名古屋市昭和区白金二丁目 608番 1外 2筆	名古屋市瑞穂区妙音通 3 丁目31番地の 1 株式会社A V A N T I A 代表取締役 沢田康成
平成28年 1月12日 27指令住開指第 183号	名古屋市緑区大高町字 亀原 5番 1外 1筆	名古屋市緑区青山二丁目 90番地の 2 竹内邦人
平成29年 8月28日 29指令住開指第96号	名古屋市港区新茶屋三丁目 501番 1及び小川 一丁目 1番 8	名古屋市港区西福田二丁目 504番地 社会福祉法人すぎな 理事長 安井邦博

平成30年10月 4日 30指令住開指第 131号	名古屋市名東区引山三 丁目 201番 1外 3筆	名古屋市千種区上野一丁 目 1番11号 医療法人博報会 理事長 柵木充明
平成30年 9月25日 30指令住開指第 123号	(第 1工区) 名古屋市天白区塩釜口 一丁目 411番 1外 1筆 及び 409番の一部	名古屋市天白区塩釜口一 丁目 501番地 学校法人名城大学 理事長 立花貞司

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第92号

指定介護療養型医療施設の辞退

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の2第 1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退がありました。

令和 2年 2月26日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月 日	サービスの種類
青木 毅	青木内科	名古屋市天白区中 砂町 534番地	令和元年 9月30日	介護療養施設サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第93号

景観重要建造物の指定について

景観法（平成16年法律第 110号）第19条第 1項の規定により、景観重要建造物を次のとおり指定しました。

令和 2年 2月26日

名古屋市長 河 村 た か し

指定番号	指定年月日	名 称	所 在 地
8号	令和 2年 2月26日	鍋屋上野浄水場 旧第 1ポンプ所	千種区宮の腰町 1番33号
9号	令和 2年 2月26日	名古屋市演劇練 習館（旧稲葉地 配水塔）	中村区稲葉地町 1丁目47番 地
10号	令和 2年 2月26日	納屋橋	中村区名駅五丁目及び名駅 南一丁目並びに中区栄一丁 目及び錦一丁目
11号	令和 2年 2月26日	名古屋市公会堂	昭和区鶴舞一丁目 1番 3号
12号	令和 2年 2月26日	鶴舞公園噴水塔	昭和区鶴舞一丁目 1番 （鶴舞公園内）
13号	令和 2年 2月26日	鶴舞公園普選壇	昭和区鶴舞一丁目 1番 （鶴舞公園内）
14号	令和 2年 2月26日	東山給水塔	千種区田代町字四観音道西
15号	令和 2年 2月26日	名古屋市東山荘 門・塀	瑞穂区初日町 2丁目 3番地
16号	令和 2年 2月26日	黒川樋門	北区辻町字古新田地内

17号	令和 2年 2月26日	庄内用水元杵樋 門	守山区瀬古二丁目 228番地 先
-----	-------------	--------------	---------------------

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第94号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 2年 2月27日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

上飯田東公園	北区上飯田東町 2 丁目	図面北81の区域	平成31年 2月18日
--------	-----------------	----------	-------------

」

を

「

上飯田東公園	北区上飯田東町 2 丁目	図面北81の区域	平成31年 2月18日
上飯田東第四 なかよし公園	北区上飯田東町 5 丁目	図面北82の区域	令和 2年 3月 2日

」

に、

「

大堀公園	南区大堀町	図面南78の区域	平成30年 3月 8日
------	-------	----------	-------------

」

を

「

大堀公園	南区大堀町	図面南78の区域	平成30年 3月 8日
白水公園	南区白水町、滝春町	図面南79の区域	令和 2年 3月 2日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 2年 3月 2日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第95号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 2月27日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
医療法人純正 会	メディカルホ ーム荒子	名古屋市中川区 荒子二丁目76番 地	令和 2年 2月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第96号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和2年2月28日

名古屋市長 河村 たかし

1 定期検査を行う区域

緑区及び南区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 緑区

検 査 日	検 査 場 所
4月14日（火）	長根台小学校（正門：特別活動室）
4月16日（木）	鳴海小学校（東門：講堂）
4月21日（火）	徳重小学校（正門：玄関）
4月23日（木）	東丘小学校（正門：体育館）
4月27日（月）	ヤマト運輸営業所 大高支店、鳴海支店
4月28日（火）	大高小学校（正門：体育館テラス）

(2) 南区

検 査 日	検 査 場 所
5 月 12 日（火）	桜小学校（東門：特別活動室）
5 月 14 日（木）	道徳小学校（正門：体育館下）
5 月 18 日（月）	ヤマト運輸営業所 南支店、道徳支店
5 月 19 日（火）	千鳥小学校（西門：体育館）
5 月 21 日（木）	笠寺小学校（正門：玄関）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第97号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和2年2月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

天白区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
6月4日（木）	ヤマト運輸営業所（植田支店、平針支店、野並支店）
6月11日（木）	植田南小学校（北通用門：特別活動室）
6月16日（火）	原小学校（正門：特別活動室）
6月18日（木）	天白中学校（北西門：地域スポーツセンター事務所）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の

場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第98号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 2年 2月28日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

名古屋市 中川消防署 日置出張所	名古屋市 中川区福住町 6番39号	を
------------------------	----------------------	---

」

「

名古屋市 中川消防署 日置出張所	名古屋市 中川区福住町 6番39号	に
名古屋市 中川消防署 尾頭橋出張所	名古屋市 中川区尾頭橋一丁目 1番41号	

」

改める。

附 則

この告示は、令和 2年 3月13日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第99号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和2年2月28日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和2年2月28日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

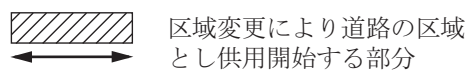
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	松河戸西枇杷島線	名古屋市北区東味鋤二丁目 17番地先から 名古屋市北区東味鋤二丁目 16番地先まで	前	0.068	9.90 ～ 13.80	附 図
	A			後	0.068	9.90 ～ 13.80	
	B				0.053	9.90 ～ 12.20	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



名古屋市告示第 100号

名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第 2条の 2第 1項、名古屋市文化のみち榑木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第 131号）第 3条第 1項及び名古屋市揚輝荘条例施行細則（平成24年 8月 3日名古屋市規則第 112号）第 3条第 1項の規定により、次の施設を令和 2年 2月 29日（土）から同年 3月15日（日）までの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため臨時休館します。

令和 2年 2月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

名古屋市文化のみち榑木館

名古屋市揚輝荘（南園 聴松閣）

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市達第 3号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 2月27日

名古屋市長 河 村 た か し

第58条第 4項に後段として次のように加える。

この場合において、情報システム管理者及び所管課長が当該電子情報の消去を本市以外の者に委託するときは、証明書等により受託業者等が復元不可能な方法によって消去したことを確認するものとする。

附 則

- 1 この達は、令和 2年 3月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この達による改正後の名古屋市情報あんしん条例施行規程（以下「新規程」という。）第58条第 4項後段の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に基づき同項後段に規定する委託をする場合について適用する。
- 3 情報システム管理者及び所管課長は、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に基づき施行日以後に新規程第58条第 4項後段に規定する委託をするときは、受託業者等と協議を行い、同項後段に規定する確認を行うよう努めるものとする。

名古屋市達第 4 号

財 政 局
市 税 事 務 所

固定資産評価補助員規程（平成23年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

本則第 1 号中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 2 第 1 項各号に掲げる者」に改める。

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 2 年 2 月 28 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会規程第 3 号

名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程の一部を改正する規程

名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程（平成16年名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出しを「（許可の基準）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

事務局次長は、次に掲げる場合に限り、規則第35条第 4 号ただし書の許可をするものとする。

第20条第 1 号中「職員が、」を「職員が」に改め、「事務局次長の許可を受けて、」を削り、同条第 2 号中「職員が、」を「職員が」に改め、「に出版物等の代替物として、事務局次長の許可を受けて、」を削り、「電子計算機」の次に「、通信機器及び通信回線」を加え、同条第 3 号中「あるとして事務局次長の許可を受けた」を「あると認める」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 事務局次長は、職員が前項第 1 号又は第 3 号の規定により同項の許可を受

けて個人の所有する電子計算機を使用する場合において、必要不可欠な機密情報に限り、情報の保護及び管理に十分な配慮をした上で、規則第35条第5号ただし書の許可をするものとする。

第25条第1項中「記録媒体」の次に「（電子計算機又は通信機器に内蔵されるものを含む。次項から第4項までにおいて同じ。）」を加え、同条第3項中「電子計算機等」の次に「（規則第34条に規定する電子計算機等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、事務局次長が当該電子情報の消去を本市以外の者に委託するときは、証明書等により受託業者等が復元不可能な方法によって消去したことを確認するものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第 3号

名古屋市香流橋プールの臨時休場期間の変更について

令和元年名古屋市教育委員会告示第10号（名古屋市香流橋プールの臨時休場について）で告示した名古屋市香流橋プールの休場期間を令和 2年 7月19日から同年10月31日までに変更します。

令和 2年 2月25日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第 4号

名古屋市緑スポーツセンターの臨時休館について

名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第 7号）第 15条第 1項の規定に基づき、名古屋市緑スポーツセンターの第 1競技場を令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで臨時休館します。

令和 2年 2月25日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市上下水道局管理規程第3号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月26日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第14条第1項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象下水が次のいずれかに該当するものであること。

ア 地下水、湧水、冷却水等であつて、特別の処理をしなくとも次号に掲げる水質の基準を満たし、かつ、その水質を恒久的かつ安定的に維持しうると認められるもの

イ 水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場から排出されるもの（アに該当するものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この規程は、発布の日から施行する。

（名古屋市下水道条例施行規程の一部を改正する規程の一部改正）

2 名古屋市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（平成23年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第14条第1項第2号」を「第14条第1項第3号」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第4号

名古屋市上下水道局職員のサービスの宣誓の実施に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第2条を削る。

第3条中「又は雇用」を削り、「局長」を「上下水道局長（以下「局長」という。）」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条中「第22条若しくは第26条の6又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき雇用する臨時的任用職員（以下「臨時的任用職員」という。）及び法」を「第22条の2第1項、」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第3条又は第5条」を「第2条又は前条」に、「臨時的任用職員」を「法第22条の2第1項の規定に基づき採用された職員」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市交通局告示第 3 号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成 23 年名古屋市交通局告示第 20 号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和 2 年 4 月 1 日から次のように改正します。

令和 2 年 2 月 25 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

表株式会社名古屋交通開発機構の項第 3 号を次のように改めます。

(3) 賃料及び共益費

交通局賃貸ビルの賃料及び共益費

名古屋市交通局営業本部営業統括部資産活用課

名古屋市交通局管理規程第 2 号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成 16 年名古屋市交通局管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第 52 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、情報システム管理者及び所管課長が当該電子情報の消去を本市以外の者に委託するときは、証明書等により受託業者等が復元不可能な方法によって消去したことを確認するものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 2年 2月26日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1476号	(有)ヴィヴィッド	假宿 二男	名古屋市天白区焼山 二丁目2102番地	令和 2年 1月15日
第1477号	中部水道 修理(株)	間瀬 達也	名古屋市東区百人町 40番地 2第 2エムワ ンビル 3階	令和 2年 1月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 2年 2月26日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 828号	㈱R E C	有明 芳男	名古屋市中区錦二丁目 4番11号日新火災 名古屋ビル 7階	令和 2年 1月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 2年 2月26日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1424号	(有)ライフ ステージ	小椋 幸仁	名古屋市中川区十番 町 3丁目14番地 1	令和 2年 1月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 2年 2月26日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 828号	㈱R E C	有明 芳男	名古屋市中区錦二丁目 4番11号日新火災 名古屋ビル 7階	令和 2年 1月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 2月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大須三丁目複合ビル

名古屋市中区大須三丁目3205番 2 ほか 3筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)朝本組	代表取締役 朝本 和博	愛知県津島市杵前町四丁目22番地

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)マツモトキョシ	代表取締役 大田 貴雄	千葉県松戸市新松戸東 9番地 1
(株)エーツー	代表取締役 杉山 綱重	静岡市駿河区丸子新田 317番地 1
(株)アークライト	代表取締役 福本 皇祐	東京都千代田区神田小川町一丁目 2番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 2年11月 1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,409平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

12台

(2) 駐輪場の収容台数

33台

(3) 荷さばき施設の面積

34.7平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

21.3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツモトキヨシ	午前 9時00分	午後10時00分
(株)エーツー		
(株)アークライト		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 0時00分から午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 2年 2月14日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 2月27日から同年 6月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 6月29日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課